

## 令和7年度銃器対策推進状況

令和8年7月1日

銃器対策推進会議

### 1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

#### (1) 取締り体制の強化

##### 〔警察庁〕

- 暴力団関連事犯や薬物事犯等の摘発時における銃器情報の収集を徹底するなど、組織の総合力を発揮した銃器情報の収集と一元的・組織的管理により、暴力団等に係る銃器摘発の一層の強化と捜査の効率的な推進を図った。
- 各都道府県警察において、「情報官会議」等を積極的に開催し、関係部門間で有用な情報の共有を図った。
- 効果的な内偵捜査、捜索を行うための装備資機材の整備・充実を図った。
- 各種捜査手法・装備資機材の効果的な活用要領の習熟に向けた実戦的な教養訓練を実施した。

##### 〔財務省〕

- 銃器等の密輸に関する情報収集及び犯則調査を行う担当部門において、銃器密輸関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織に関する分析の充実を図った。
- X線検査装置、監視カメラ等の取締・検査機器の整備・充実を図るとともに、効果的な活用に努めた。

##### 〔海上保安庁〕

- 各管区海上保安本部に設置されている密輸・密航対策本部において、銃器情報の収集をはじめ、巡視船艇・航空機等による連携したしゅう戒を実施するなどして、監視取締体制の維持及び強化を図った。
- 巡視船艇や無操縦者航空機をはじめとした航空機を配備し24時間365日の海上における監視取締体制の整備を図った。
- 部内捜査研修を実施し、取締要員の捜査技術の向上に努めた。

#### (2) 関係機関による連携の緊密化

##### 〔出入国在留管理庁〕

- 違反調査を始めとする退去強制手続の過程において、拳銃等の銃器を発見し、または関連情報を入手した場合には、警察等関係機関へ速やかに情報を提供する体制で臨んだ。

##### 〔海上保安庁〕

- 令和7年中、関係機関と合同で計1,843隻の外国船舶の立入検査を実施した。

##### 〔警察庁・法務省・出入国在留管理庁・財務省・海上保安庁〕

- 警察が主催する「地方機関連絡協議会」及び都道府県単位の「連絡協議会」や、財務省が主催

する「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、検察職員、出入国在留管理庁職員、海上保安庁職員等と情報を共有した。また、捜査手法や密輸に関する情報交換を行い、取締関係機関との緊密な連携の強化を図った。

**〔警察庁・財務省・海上保安庁〕**

- 関係機関において、密輸入事犯の取締りを想定した合同訓練や合同検問、違法銃器密輸撲滅のための広報活動、人事交流、講師の相互派遣を行った。

## 2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

### 〔警察庁〕

- 銃器を使用した犯罪の検挙の徹底を図り、令和7年中、銃器使用事犯12件（うち暴力団構成員等によるもの6件）を検挙した。
- 暴力団等による銃器事犯や武器庫の摘発検挙を推進し、令和7年中、暴力団構成員等が関与する拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件21件を検挙するとともに、厳正な科刑の実現のため、事犯の全容解明とその悪性の立証に努めた。

### 〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の捜査・公判等に関する情報を共有し、適切な処分及び科刑の実現に努めた。

### 〔財務省〕

- 水際での銃器密輸入事犯の取締りの徹底を図り、令和7年中、銃砲の密輸出入を合計34件摘発し、関係機関と連携の上、犯則調査を実施した。

### 〔海上保安庁〕

- 海上における銃器事犯に対する取締りの徹底を図り、関係機関と連携の上で、合計1,843隻の外国船舶への立入検査を実施し、銃器事犯の摘発に努めた。
- 水際での取締りの徹底を図り、関係機関と連携の上、銃器事犯2件の全容解明に努めた。

### 3 水際対策の的確な推進

#### (1) 摘発の徹底と関係機関との連携強化

##### 〔警察庁〕

- 違法銃器の摘発に向け、外国捜査機関との情報交換を行ったほか、摘発・押収した銃器の流通経路の追跡調査を行い、密輸組織及び密売ルート の 解明に努めた。

##### 〔出入国在留管理庁〕

- 銃器事犯関係者に関する捜査関係事項照会（緊急照会等）がなされた場合は、迅速に回答した。

##### 〔財務省〕

- 国内外の関係機関から入手した銃器等に関する密輸情報の総合的な分析を行い、密輸ルート及び密輸手法等の解明に努めた。
- 取締強化期間を設け、重点的な密輸取締りに努めた。

##### 〔海上保安庁〕

- 巡視船艇や無操縦者航空機をはじめとした航空機を配備し、24 時間 365 日の海上における監視を実施し、水際対策を徹底した。

##### 〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- 警察、財務省及び海上保安庁が連携を強化し、全国各地において合同による船内検査等を実施し、令和7年中、1,843 隻の外国船舶に対して立入検査を実施した。

#### (2) 厳重な審査、検査等の実施

##### 〔出入国在留管理庁〕

- 不法入国者等の発見を目的とした臨船サーチ及び港湾区域・空港直行通過区域の警戒活動等において、銃器等関連情報を入手した場合には、速やかに捜査に協力する体制で臨んだ。

##### 〔財務省〕

- 本邦への入港前に報告された輸入貨物、船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象貨物や検査対象者のスクリーニング（絞込み・選定）を的確かつ効果的に行うとともに、X線検査装置や爆発物探知犬、銃器探知犬等の取締・検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- 輸出入貨物が保管されている保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い確認を実施した。

##### 〔海上保安庁〕

- 水際対策の強化等のため、令和7年中、関係機関と合同で立入検査を実施したものを含め合計 3,100 隻の外国船舶の立入検査を実施した。
- 関係機関と情報共有を図り、要注意船舶を抽出のうえ、同船舶が入港した際には、関係機関と重点的な監視を実施した。

##### 〔経済産業省〕

- 銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品については、外国為替及び外国貿易法第 52 条に

に基づき、経済産業大臣の輸入承認を要する貨物として規制しており、厳正な審査を実施するとともに、合理的かつ実効的な規制の実施に努めた。

### (3) 関係団体、企業等に対する協力の要請

#### 〔警察庁〕

- 運輸関係団体や漁業関係団体に対し、水際対策への協力要請を行ったほか、水際監視協力員に対し、監視強化及び不審情報の提供を依頼した。

#### 〔財務省〕

- 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」等を締結している関係業界団体に対し、銃器等の密輸情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- 漁業協同組合、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等に対し、銃器等に関する密輸情報の提供を依頼し、その入手に努めた。

#### 〔水産庁〕

- 都道府県及び関係漁業団体を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に対する積極的な情報提供を行うよう要請文書を配布した。

#### 〔経済産業省〕

- 外国貿易関係団体（一般社団法人日本貿易会）を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸の防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷、船舶等に対する情報を積極的に通報するよう引き続き要請した。

#### 〔海上保安庁〕

- マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、水際対策に関する情報提供の協力を依頼し、その入手に努めた。

### (4) 国際郵便の検査体制の強化等

#### 〔総務省〕

- 令和5年6月に開催された WCO-UPU グローバルカンファレンスにおける共同宣言（東京宣言）や、令和6年3月に通関電子データ（EAD）の送信が全世界に対して行われることとなったことを踏まえ、国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。
- 国際郵便を利用した銃器密輸入事犯が摘発された仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における銃器の輸入制限について郵便事業体職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請した。

#### 〔財務省〕

- 税関において、銃器等の密輸に係る仕出国である可能性が高い国からの郵便物を重点的に検査するため、同郵便物についてはそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを日本郵便株式会社に対し要請するとともに、X線検査装置や爆発物探知犬、銃器探知犬等の検査機器や情報

を有効活用し、重点的かつ効率的な検査を実施した。

#### 4 国内に潜在する銃器の摘発等

##### (1) 暴力団の関与する銃器事犯の取締り強化

###### 〔警察庁〕

- 組織犯罪対策部門による違法銃器に関する情報の一元的管理や各都道府県警察間における積極的な合同・共同捜査を推進し、令和7年中、拳銃573丁を押収した。
- 令和7年中、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生はなかったが、暴力団が組織的に管理する拳銃等の摘発に重点を置いた取締りを推進し、令和7年中、暴力団から拳銃27丁を押収した。

###### 〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、暴力団が管理し、又は隠匿する拳銃等及び拳銃実包の効果的回収を図るため、様々な捜査手法等の積極的かつ適正な運用について意識共有を図り、その実施に努めた。

##### (2) テロ対策の推進等

###### 〔警察庁〕

- テロリストや組織性を有さず単独で過激化して違法行為を実行するローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対処するためには、違法行為に及ぶ「意思」や「能力・物」に着目することで、その「前兆」に関する情報を把握することが有効である。警察では、様々な警察活動を通じて関連情報を把握できるよう部門横断的な取組を進めるとともに、サイバー空間における情報収集・分析や関係事業者等との協力を通じて、幅広く確実な「前兆」の把握に努めた。

また、手製銃を製造するローン・オフエンダー等が弾丸を用意する際、空の薬きょうを購入し利用する事例があったことから、取引の機会を提供するプラットフォーム事業者に対し、空薬きょうが悪用されないようにするための対策を呼び掛けた。

###### 〔警察庁・経済産業省〕

- 爆発物を使用した違法行為等を未然に防止するため、関係省庁・関係機関と連携し、爆発物の原料となり得る化学物質を販売管理する事業者等に対する管理者対策を推進しているところ、インターネット通信販売事業者を含む販売事業者等から不審情報を得るための取組を強化した。

###### 〔海上保安庁〕

- SNSを活用し、「海の緊急通報用電話番号 118 番」を積極的に広報し、広く国民から銃器事犯に関する情報を収集し、取締りを推進した。

###### 〔財務省〕

- 取締り強化期間を設け、重点的な密輸取締りに努めた。

### (3) 銃器密造等防止対策の推進

#### 〔警察庁〕

- ガンマニア等についての実態把握と情報収集活動を推進し、密・改造銃の摘発に努め、令和7年中、暴力団やガンマニア等から密造拳銃15丁、改造拳銃36丁を押収した。

#### 〔経済産業省〕

- 令和7年6月5日付けで、モデルガン、エアソフトガンの製造、販売等の関連業界団体である日本遊戯銃協同組合ほか5団体を通じて、製造・販売業者に対して、武器等製造法等の遵守及びこれらの製品を利用した改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガンの製造・販売の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請した。

### (4) インターネット上の銃器対策の推進

#### 〔警察庁〕

- インターネット・ホットラインセンター及びサイバーパトロールセンターにおいて、「拳銃等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為」、「拳銃等の譲渡等」、「爆発物・銃砲等の製造」を取扱情報として対応し、インターネット上の違法銃器に関する対策を推進した。
- インターネット・ホットラインセンターでは、令和7年1月から同年12月までの間に、「拳銃等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為」に関する情報2件について、サイト管理者等に削除依頼を実施し、2件全てが削除に至り、「拳銃等の譲渡等」に関する情報13件について、サイト管理者等に削除依頼を実施し、4件が削除に至り、また、「爆発物・銃砲等の製造」に関する情報3件について、サイト管理者等に削除依頼を実施し、3件全てが削除に至った。（令和8年1月末時点）
- インターネット上に流通する違法銃器に関係する売買等の情報収集と取締りを強化し、令和7年中、インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として拳銃156丁を押収した。

#### 〔海上保安庁〕

- オークションサイトやSNS等に対するサイバーパトロール体制の整備を推進した。

### (5) 猟銃等の厳格な審査と指導の徹底

#### 〔警察庁〕

- 猟銃等所持許可申請に当たっての厳格な調査及び審査を実施するとともに、すでに許可を受けている者については、検査等の機会における面接結果や許可された銃ごとの使用実績の確認結果等を踏まえ、行政処分等を行うことにより不適格者や不要な銃の排除等を推進した。
- 猟銃等講習会及び技能講習の開催等を通じ、猟銃等の適正管理や取扱いの基本等についての指導を推進した。

#### 〔経済産業省〕

- 火薬類取締行政に従事する都道府県等の職員に対して、実包等の貯蔵・廃棄等の適正な取扱いについて研修等を通して指導した。



## 5 国際協力の推進

### (1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結準備

#### 〔警察庁・外務省・経済産業省〕

- 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案について、鋭意検討を行った。

### (2) 適切な銃器管理に関する諸外国への働きかけ等

#### 〔警察庁〕

- 銃器密輸の仕出地等となるおそれのある諸外国の捜査機関に対し、日本の銃器情勢への理解を求めるとともに、銃器密輸等に関する情報交換について協力を依頼した。

#### 〔総務省〕

- 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、銃器の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するように要請した。

#### 〔外務省〕

- 令和7年12月、国連総会本会議において、例年同様、我が国は、南アフリカ及びコロンビアと共同で小型武器決議案を提出し、78か国が共同提案国となる中、コンセンサスで採択された。
- 武器貿易条約（A T T）については、様々な機会を捉えて未締結国にA T Tの締結を呼びかけた（令和8年3月末現在、締約国数は118か国・地域。）。
- 令和7年度補正予算にて、国連薬物・犯罪事務所（U N O D C）が実施する関連プロジェクト（タジキスタン税関当局・港湾管理ユニットへの能力構築支援、サヘル地域における地域安全保障と安定の強化支援、ウクライナ国境管理・刑事司法能力構築支援）に約244万ドルを拠出。

#### 〔財務省〕

- 銃器を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化や効果的な取締手法の習得などを目的に、アジアをはじめとする開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

#### 〔海上保安庁〕

- アジア・アフリカ等の海上法執行機関の関係者を招へいた海上における法執行研修の実施や、海上保安庁職員の海外派遣を通じ、国際協力の推進を図った。

### (3) 諸外国との情報交換等の推進

#### 〔警察庁〕

- 外国捜査機関との積極的な情報交換や海外出張等の様々な機会を通じ、協力関係の強化を図った。

#### 〔外務省〕

- 国連における関連会合に出席し、各国及び地域の非合法小型武器に対する取組について把握す

るとともに、不正取引防止の促進のための議論に貢献した。また、弾薬管理に関する国連における議論に参加した。

#### 【財務省】

- 世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（R I L O）の情報交換ネットワーク等を通じて、銃器等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、令和6年1月から、日本はR I L O A/Pのホスト国を務めている。
- 外国や地域との間で、銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換を含む税関当局間の協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結等による情報交換等に関する協力枠組みの構築を推進した（令和8年3月末現在、同枠組みを構築した国・地域は41か国・地域。）。

#### 【海上保安庁】

- 海外の関係機関との交流による情報交換を推進し、銃器の密輸に関する協力体制の維持及び強化並びに情報の入手に努めた。
- 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、各国海上保安機関と銃器の密輸対策及び銃器取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図った。

## 6 国民の理解と協力の確保

### (1) 違法銃器根絶に向けた啓発活動の推進

#### 〔警察庁〕

- 拳銃等違法銃器に対する積極的な情報提供を呼びかけるため、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等を活用して、銃器情勢とともに「拳銃 110 番報奨制度」「匿名通報事業」等について広報し、その周知徹底を図った。
- 玩具と称した真正拳銃 17 種類を広報し、回収・取締り・関係機関との連携による水際対策、都道府県警察のホームページを通じた広報啓発等の対策を推進した。
- 警察庁及び各都道府県警察において、ウェブサイト、SNS、ラジオ等を用いた広報、各種イベントの機会を利用した広報、ポスターの掲示やデジタルサイネージでの広報により、銃器根絶に向けた広報啓発活動を強力に推進した。

#### 〔財務省〕

- 税関における銃器摘発実績等を税関のウェブサイトに掲載したほか、X や YouTube 等の SNS を活用し、税関における水際対策を広報した。
- 一部の税関のウェブサイトにおいて玩具と称した拳銃への注意を呼びかけるほか、関係機関との連携により水際対策を強化した。
- 密輸情報提供リーフレットの配布やポスターへの密輸ダイヤル掲載、密輸ダイヤル周知 CM の YouTube 掲載等の活用により、密輸ダイヤル (0120-461-961) を積極的に広報し、銃器等の密輸情報の提供を広く呼びかけた。

#### 〔水産庁〕

- 都道府県及び関係漁業団体に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導を行った。
- 銃器密輸防止のためのパンフレットを作成し、都道府県及び関係漁業団体等を通じ、関係漁業団体傘下の漁業者をはじめ広く一般国民に配布し、銃器等の密輸防止の協力を呼び掛けた。

#### 〔経済産業省〕

- 火薬類の危害予防意識の高揚を図ることを目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、拳銃実包を含む火薬類に係る関係法令及び規定等の遵守や、保安管理体制の再確認等に取り組むよう呼び掛けた。

#### 〔国土交通省〕

- 国際宅配便を取り扱う事業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について事業者団体を通じ協力を要請するとともに、各事業者において営業所等まで適切に伝達されているか確認を行うことにより、一層の周知を図った。

#### 〔海上保安庁〕

- SNS を活用して「海の緊急通報用電話番号 118 番」を積極的に広報し、銃器等の密輸情報の提供をマリナ、漁業及び海事関係者等のほか一般国民に対しても広く呼びかけた。

**〔環境省〕**

- 各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導した。
- 都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請した。

**(2) 国内への銃器密輸等防止に向けた対外広報の実施**

**〔警察庁〕**

- 関係機関と連携し、関係団体の協力を得て、銃器密輸防止のための広報活動を実施した。

**〔財務省〕**

- 関係機関や空港、ターミナル等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の設置を要請した。

**〔海上保安庁〕**

- 関係機関と連携し、マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、銃器等の密輸防止のための情報提供について理解と協力を求めた。